

文字を見るものは、假令之が甚だ朦朧と寫し出されて居るにもせよ、其の字體が甚だ漢字の楷體に類するものであることを、一見して觀取するであらう。然るに書史會要の記事に依ると、所謂契丹文字なるものは實に漢字の隸體に則つたものであつて、遼の太祖が「多用漢人、教以隸書之半増損、製契丹字數千、以代刻木之約」と記されてあり、その次にかの契丹字の朕・勅・走・馬・急の五字が記されてある。但し今日までに自分の見得た數種の書史會要に載せてある此等の五字は、陶氏の書き記した根本の形とは餘程字體が變化して居るものと見て誤らないと思ふ。何となれば陶氏は此等の字を前にも述べた如く燕北錄から取つたものと思はれるが、その燕北錄——版本寫本とも——に見えてゐる此等の五字は、實に漢字の隸體に酷似したもので、少くとも自分の知る書史會要に見えるものが、稍々隸體を帯びてゐる位の程度に止るものとは、大にその趣を異にするからである。かく燕北錄所載の契丹字には著しく隸體の趣があるに拘はらず、新出の契丹字にはまた著しく楷體の趣を認めるといふことは、同一契丹字に於て存する重要な相違の點といふべきで、もし、飽くまで契丹字は隸體でなければならぬとするならば、新出の墓誌銘の文字は契丹字で無いといふことにも考へられる。吾人は如何にして此の矛盾を解くべきであらうか、余輩は今この問題に入る前に、先づ有名なる「大金皇帝都統經略郎君行記」の文字に言及するのを便利とする。

郎君行記についても既に白鳥博士が論じてゐられるから、煩はしき記述は避けるが、この碑は金の天會十二年(1134)に建てられたもので、其の文字は從來女眞の大字であると認められてゐるものである<sup>⑨</sup>。然るに今この契丹字の墓誌銘の文字を之に比べて見ると、先づその漢字の楷體に出でた趣に於て著しき類似を認め得るが、個々の文字